

北名古屋市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年12月4日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

学校教育課及び生涯学習課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年9月26日までの所管事務

実施期間 令和7年9月2日から令和7年9月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

学校教育課及び生涯学習課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜学校教育課＞

主な所管事務は、教育委員会の委員及び会議、規則、規程等の制定及び改廃、教育に関する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価、公印の管守、儀式及び表彰、文書の收受、発送、整理及び保存、教育費の予算及び決算の総括、県費負担教職員の任免その他の進退の内申、県費負担教職員の服務の監督、勤務成績の評定及び研修、事

務局職員、県費負担教職員以外の教職員及びその他教育機関の職員の任免その他の人事、教職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利、教育の研究及び振興、教育に係る調査及び統計、学校施設の管理、学校施設の環境衛生、児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学、学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導、教科用図書その他の教材の取扱い、通学区域及び通学路、要保護者及び準要保護者の児童及び生徒に係る援助、学校給食、小学校並びに保育所、認定こども園及び幼稚園との連携推進及び総合調整、学校運営協議会、教育支援センター、学校その他教育機関の設置、廃止及び変更、教育委員会の後援依頼、教育部の他の課の所管に属さない事務、総合教育会議、教育部の庶務に関する事務である。

(1) 支出事務について

コミュニティスクール運営事業について、実施要領に規定する事務が一部履行されていないものがあった。

意 見

- (1) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。
- (2) 契約に係る業務仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあった。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。
- (3) 学校に対し支払われた委託料の取扱いについては、原資が税金であることに鑑み、より適切な管理が担保されるよう取扱いについて検討されたい。

＜生涯学習課＞

主な所管事務は、社会教育委員、青少年及び成人教育の振興、家庭教育の推進及び青少年の健全育成、児童生徒の学校休業日の学習その他の活動、地域学校協働本部、社会教育関係団体、社会教育資料の刊行及び配布、芸術及び文化の振興、ユネスコ活動、公民館、図書館、歴史民俗資料館、文化勤労会館、文化財保護審議会、文化財の調査、保存及び保護、文化関係団体の育成、市史等編さんに関する事務である。

(1) 収入事務について

博物館実習費について、北名古屋市予算決算会計規則第32条に規定する事務が履行されていないものがあった。

意 見

生涯学習講座等受講料については、キャンセルが発生した際の返金に関し、適正な処理方法について検討されたい。